

5 畜 産

項 目	作 業 内 容
(1) 豚、鶏の家畜伝染病防疫対策	(今月の作業・管理のポイント) ○豚、鶏の家畜伝染病防疫対策 ○乳用牛の管理 ア 豚 豚熱 (CSF) は、昨年 11 月に県内養豚場において四国初となる発生が確認された。本年 4 月には近県の宮崎県で野生イノシシの感染が確認されており、これまでと同様に農場における侵入リスクへの備えが必要である。 現在、国内で発生している豚熱は特徴的な症状がみられず、感染が気づかない場合が多いため、発熱、食欲不振、元気消失のほか、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等を発見した時は、まず豚熱を疑い、家畜保健衛生所へ通報する。発生予防の対策は、飼養衛生管理基準に基づき以下が重要なポイントになる。定期的に確認し、改善を行う。 (ア) 人・物・車両によるウイルスの持ち込みの禁止 ・衛生管理区域、豚舎への出入りの際の洗浄、消毒の徹底と石灰帯の設置徹底 ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底 ・人、モノの出入りの記録 (イ) 野生動物対策 ・豚舎、飼料保管場所等へのねずみ等の野生動物の侵入、排泄物の混入防止 ・豚舎周囲の清掃、整理整頓 ・死亡家畜の適切な保管 イ 鶏 昨年 12 月に県内では 3 年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。ウイルスを持ち込む主な原因である渡り鳥には 5 月中旬頃までは注意が必要であり、ウイルスの鶏舎内への侵入は、野鳥や野生動物によるものと考えられており、野生

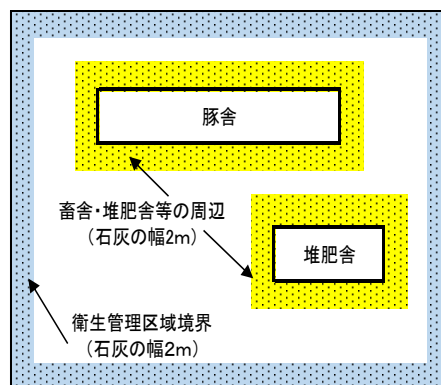


図1 消石灰の散布方法
(畜舎や衛生管理区域境界等に
2mの幅で消石灰を散布する)

項 目	作 業 内 容
(2) 乳用牛の管理	動物侵入防止と人・車両の出入り対策を継続する。 発生予防対策は、豚と同様に飼養衛生管理基準に基づく対策が重要であり、鳥インフルエンザを疑う症状や死亡羽数が増加した時は、家畜保健衛生所へ通報する。 (ア) 人・物・車両によるウイルスの持ち込みの禁止 ・衛生管理区域、鶏舎への出入りの際の洗浄、消毒の徹底と石灰帯の設置徹底 ・衛生管理区域専用の衣服、靴の設置と使用の徹底 ・人、モノの出入りの記録 (イ) 野鳥等の侵入対策 鶏舎や堆肥舎に設置する防鳥ネットは、網目が2 cm 以下のものを必ず使用し、設置する場合は、ゆつたりと垂らすように設置すると野鳥が侵入しにくい。
	この時期は、夜間の気温が15℃程度まで低下するが、晴れた日中は気温が20℃を大きく超えることがある。暑さに弱い乳用牛の中でも搾乳牛は、この時期には暑熱ストレスを感じ始める気象条件となるため、早めの対策が必要となる。 図2に示すように、乳量30～35 kg/日の搾乳牛では、日平均体感温度21～22℃から飼料摂取量が低下し始める。また、乳量は飼料摂取量の低下から2日後に減少することが観察される。 このため、牛舎の側壁・カーテン等を取り除いて、通風を確保するとともに、直射日光が牛に長時間あたらないよう注意する。また、送風機の点検等を行い、気温が23～24℃になるようであれば、送風機を運転する。



写真1 堆肥舎に設置した防鳥ネット(野鳥や野生動物の住処となるため設置が必要)

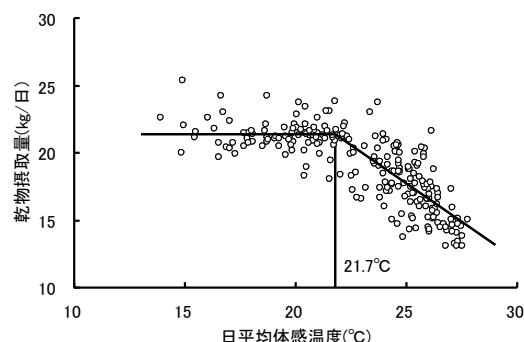


図2 体感温度と飼料摂取量(乾物)の関係
牛の体感温度は、乾球温度×0.35 + 湿球温度×0.65 で算出される。気温24℃、相対湿度65%のとき、体感温度は21℃となる。

(作成 畜産研究センター)